

県施設における料金改正について

2017年10月1日

平成29年10月1日より、高齢者（70歳以上）減免が加わり利用料代金が下記のとおりとなります。

(1) 施設利用料 (H29.10.1~)

	一般		障がい者	
	共同利用	大人	150円	大人
70歳以上		50円		
小人		70円		
専用利用			介護者	無料
	午前	3,800円	午前	950円
	午後	5,000円	午後	1,250円

※別途、材料費はかかります。

※70歳以上の利用者については、証明書の提出をお願いいたします。

※障がい者1名につき、介護者1名を減免（無料）します。

※専用利用は障がい者が過半数以上で減免制度が適用されます。（介護者は構成員に含めない）

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金を切り替えます。

▼料金の計算方法（材料費+加工室利用料=請求金額）

(例1) うどん打ち体験で、障害者大人2名、介護者2名、大人1名で、材料5人分の場合の料金

材料費	加工室利用料金	請求額
300円×5名=1,500円	障がい者大人 70円×2名=140円 介護者2名 =無料 一般大人 150円×1名=150円 小計 290円	1,790円
計 1,500円		

(例2) 午後・うどん打ち体験で、全体25名、障がい者大人10名、介護者10名、大人5名で、材料25人分の場合の料金

材料費	加工室利用料金	請求額
300円×25名=7,500円	25（全体数）-10（介護者）=15 15名÷2=7.5名 障がい者は過半数以上になるので専用利用が適応される 計 1,250円	8,750円
計 7,500円		

(2) イベントホール (H29.4.1~)

	一般		障がい者		冷暖房設備	
	専用利用	開園～12時	600円	開園～12時	150円	開園～12時
13時～17時		800円	13時～17時	200円	13時～17時	1230円
開園～17時		1400円	開園～17時	350円	開園～17時	2140円

※専用利用は障がい者が過半数以上で減免制度が適用されます。（介護者は構成員に含めない）

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金を切り替えます。